

クリーニング師の免許に係る各種申請 における本人確認について

○ クリーニング業法施行規則の一部の改正に伴い、令和 8 年 4 月 1 日から以下の申請書等に氏名、住所、生年月日、性別の基本 4 情報及び個人番号の記載が必須となりました。

- クリーニング師試験受験願書
- クリーニング師免許申請書
- クリーニング師免許証再交付申請書
- クリーニング師免許証訂正申請書

○ 個人番号が記載された申請書等の提出の際には、本人確認を行うことが法律上義務付けられています。本人確認では、個人番号が正確であること（番号確認）及び申請者が個人番号の正しい持ち主であること（身元確認）の 2 つを確認します。

○ 申請方法に応じた、持参する本人確認書類の組み合わせは下記のとおりです。

● 本人による対面で申請する場合

申請書と併せて、下記①又は②のいずれかの組み合わせの本人確認書類を提示してください。

- ① 個人番号（マイナンバー）カード（両面）
- ② 番号確認書類及び A 又は B の身元確認書類

本人確認書類			
①	個人番号（マイナンバー）カード（両面）		
②	<u>以下の番号確認書類から 1 点</u> ・ 通知カード※ ・ 個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書 ※通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限る	A	<u>以下の身元確認書類から 1 点</u> ・ 運転免許証又は運転経歴証明書 ・ 旅券（パスポート） ・ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳 ・ 在留カード又は特別永住者証明書
		B	<u>以下の身元確認書類から 2 点</u> ・ 公的医療保険の資格確認書 ・ 児童扶養手当証書 ・ 特別児童扶養手当証書

● 本人による郵送で申請する場合

申請書と併せて、上記①又は②のいずれかの組み合わせの本人確認書類のコピーを同封し、簡易書留郵便で郵送してください。

※連絡先として、申請書に電話番号を忘れず記入してください。

手数料の納入は、LoGo フォームよりお支払いください。

※対応可能な支払方法は、クレジットカードおよび paypay のみとなります。

現金払いをご希望される方は、対面での申請となるため、ご来庁願います。

※郵送による免許等の返却をご希望の場合は、追跡番号のわかる返信用封筒を同封してください。

● 代理人による申請の場合

代理人が申請書等を窓口に出す際は、本人確認として以下の3つの確認を行いますので、それぞれの書類を持参してください。

○代理権の確認：1の書類の提示又は2の書類の提出

○代理人の身元（実存）の確認：①～③のいずれかの書類の提示

○本人の番号確認：Ⅰ～Ⅲのいずれかの書類の提示

代理権の確認	1	法定代理人の場合：戸籍謄本、その他その資格を証する書類
	2	任意代理人の場合：委任状
代理人の身元 （実存）の確認	①	以下の書類から1点 ・ 運転免許証又は運転経歴証明書 ・ 旅券（パスポート） ・ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳 ・ 在留カード又は特別永住者証明書
	②	以下の書類から2点 ・ 公的医療保険の資格確認書 ・ 児童扶養手当証書 ・ 特別児童扶養手当証書
	③	法人の場合は以下の2点 ・ 登記事項証明書等 ・ 代理で申請窓口を訪れた方と当該法人との関係を証する書類（社員証等）
本人の 番号確認	Ⅰ	本人の個人番号（マイナンバー）カード又はその写し
	Ⅱ	本人の通知カード又はその写し※
	Ⅲ	本人の個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書又はその写し

※通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限る

○ なお、提供いただいた個人番号等はクリーニング師の免許に関する事務においてのみ利用し、他の事務には利用しません。